

学校及び各分掌の取り組み

(1) 学校全体

- ・教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・学生の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する（地域貢献活動やボランティア活動等）。
- ・道徳教育により、お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を強化する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を年1回以上開催する。
- ・いじめ対策委員会を少なくとも2か月に1回を目安に定期的に開催する。

(2) 学生会議

- ・学校生活における規律を正し、学生が自己肯定感をもち主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・自他の存在を尊重する姿勢を醸成できるよう「命の尊さ講話」を実施する。
- ・情報モラルに関する指導を定期的実施する。
- ・外部機関（警察・少年補導センター・子供相談センター等）との連携を図る。
- ・MSリーダーズ活動を通じた社会貢献活動への参加等により、社会における自己有用感を醸成する。
- ・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所づくりや絆づくりを推進する。
- ・部活動における良好な人間関係を築かせ、お互いが高め合える組織を目指す。

(3) 寮務会議

- ・共同生活のルールやマナーを理解し、お互いを尊重し合える態度を育成する
- ・寮夫による相談体制を充実させる。

(4) 教務会議

- ・授業規律を整える。
- ・教育相談体制を整え、全ての教職員がいじめ相談に対応できるよう情報共有する。
- ・教科指導では「わかる授業」を確立する。
- ・いじめ防止の取り組みを学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・進路目標の早期指導により高専生活の方向付けや目的意識を育成し、学力の伸長を図る。
- ・インターンシップや社会体験学習により社会における規律を習得させる。
- ・「学習実態調査」や「進路意識調査」を実施し状況を把握する。

(5) 学生相談室

- ・全学生を対象とした年4回定期的に「いじめ迷惑調査」を実施し状況を把握する。
- ・心理検査や性格検査等を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- ・保健室との連携しながら相談体制を整え、教職員が適切に対応できるよう学級担任会議等の場で情報共有する。
- ・特別活動においてメンタルヘルスやSNSマナー講習を行う。
- ・学生及び保護者に対して、入学時や学期始業時にいじめ相談説明を行う。

(6) 人権委員会

- ・全ての教職員がいじめ相談に対応できるよう、いじめやハラスメントに関する職員研修を実施する。